

# 緑のまちづくり条例

平成17年3月29日

条例第39号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 緑のまちづくり基本方針(第6条)
- 第3章 緑の基本計画(第7条)
- 第4章 緑の保全に関する施策
  - 第1節 緑地保全地域等の活用(第8条・第9条)
  - 第2節 市民緑地の設置(第10条—第14条)
  - 第3節 保存樹木等の指定(第15条—第18条)
  - 第4節 農地の保全(第19条・第20条)
  - 第5節 その他の施策(第21条・第22条)
- 第5章 緑の創出に関する施策
  - 第1節 緑化地域等(第23条—第26条)
  - 第2節 緑と花の景観地域の指定等(第27条—第30条)
- 第6章 市民等との協働による緑のまちづくり
  - 第1節 市民等との協働(第31条—第37条)
  - 第2節 緑地管理機構(第38条)
  - 第3節 緑化基金(第39条)
- 第7章 緑の審議会(第40条—第43条)
- 第8章 雑則(第44条—第46条)
- 第9章 罰則(第47条)
- 附則

## 第5章 緑の創出に関する施策

### 第1節 緑化地域等

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第23条 都市緑地法施行令(昭和49年政令第3号)第9条ただし書に規定する緑化率(法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率（同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。）の最高限度（高層住居誘導地区（都市計画法第8条第1項第2号の4に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。）、高度利用地区（同項第3号に掲げる高度利用地区をいう。）又は都市再生特別地区（同項第4号の2に掲げる都市再生特別地区をいう。）の区域内にあつては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。）が10分の6以下の区域内にあつては、300平方メートル。ただし、建築基準法第53条第3項又は第4項の規定により建ぺい率の最高限度が10分の6を超える建築物の敷地の区域にあつては、500平方メートル

(2) 建ぺい率の最高限度が10分の6を超える区域内にあつては、500平方メートル  
2 建築物の敷地が、前項各号の区域にわたる場合においては、敷地の過半の属する区域に係る前項の規定を適用する。

（市の施設の緑化）

第24条 市は、市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、庁舎等の公共用又は公用の施設の緑化に努めるものとする。

2 法第35条の規定による規制の対象となる建築物のうち、市が設置する建築物の緑化率の最低限度は、都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度（法第35条第2項、第6項、第7項又は第9項の規定が適用される場合にあつては、これらの規定により定められた建築物の緑化率の最低限度）の数値に規則で定める数値を加えたものとする。

（緑化施設の工事の完了の届出）

第25条 法第35条の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築（同条第1項に規定する新築又は増築をいう。第26条において同じ。）をしようとする者は、緑化施設（法第34条第2項に規定する緑化施設をいう。以下同じ。）に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。）第8条の3の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築の場合に準用する。

（緑化施設の工事の完了を証する書面の交付）

第25条の2 市長は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の届出

があった場合において、当該建築物の緑化率が法第35条若しくは第36条又は地区計画条例第8条の3の規定に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該届出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

(緑化施設の管理)

第25条の3 法第44条に規定する緑化施設の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緑化施設を良好な状態で維持保全するよう努めるとともに、植物を枯損状態で長期間放置しないこと。
- (2) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の屋上若しくは上面又は建築物の壁面に緑化施設を設けた場合においては、植物の生育状況及び建築物等への支障の有無を確認するなど巡回及び点検に努めること。
- (3) 施肥や農薬の使用に当たっては、関係法令を遵守すること。

(条例による緑化率の規制)

第26条 次の各号に掲げる建築物（敷地面積が500平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の1以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- (1) 建ぺい率の最高限度が10分の8を超える建築物
  - (2) 建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物
- 2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物（敷地面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。
- (1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの
  - (2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの
- 4 市長は、第1項又は第2項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定が適用される場合においては、法第40条並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

(立入調査)

- 第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、必要な報告を求め、又は資料を提出させることができる。
- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

- 第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成20年条例第28号）

- 1 この条例は、平成20年10月31日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の緑のまちづくり条例第26条第1項の規定による協議を行い、新築又は増築に着手している建築物については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第41号）

- この条例は、平成21年10月31日から施行する。